

資料2 女川地域の緊急時対応（概要版）（案）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 女川地域の原子力災害対策重点区域

- 女川地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は198,946人（平成31年4月1日現在）。
- PAZ内の人口は1,113人（女川町547人、石巻市566人）。
- UPZ内の人口は関係7市町197,833人、うち半島部、離島部の準PAZの人口は2市町2,376人。

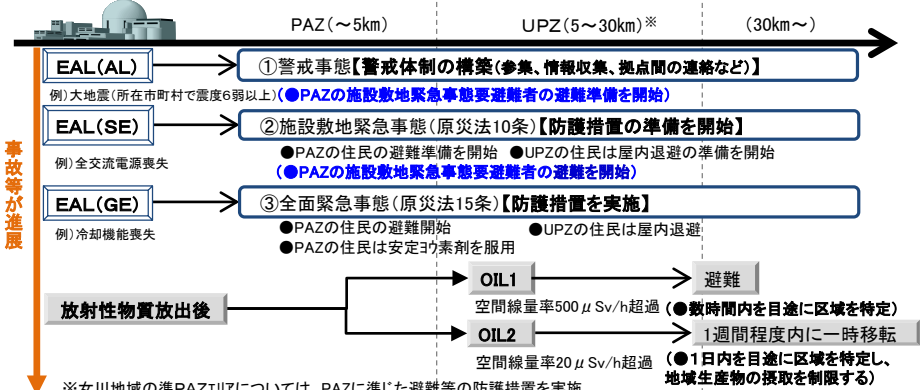


関係市町	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5～30km)		合 計
			準PAZ内	
女川町	547人	5,919人	48人	6,466人
石巻市	566人	143,135人	2,328人	143,701人
登米市		9,765人		9,765人
東松島市		36,478人		36,478人
涌谷町		711人		711人
美里町		113人		113人
南三陸町		1,712人		1,712人
合 計	1,113人	197,833人	2,376人	198,946人

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



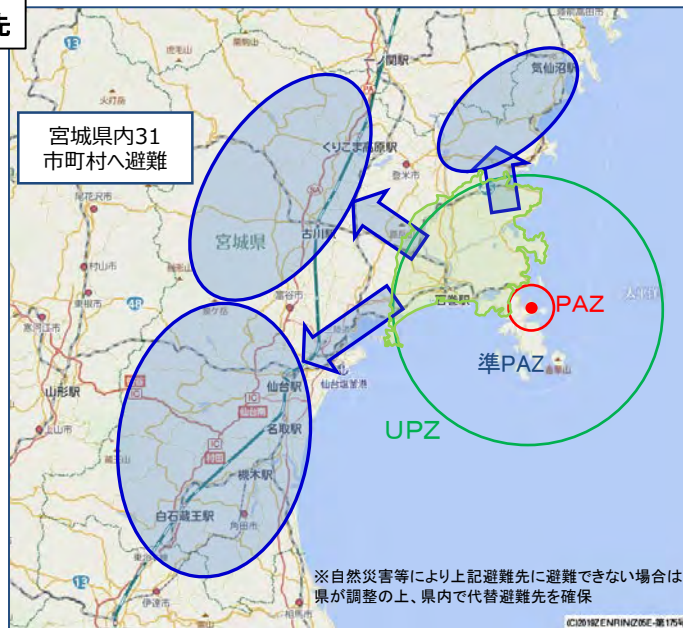
3. PAZ、準PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ、準PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、宮城県内で確保。
- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

PAZ、準PAZ内市町の広域避難先



UPZ内市町の広域避難先



女川地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

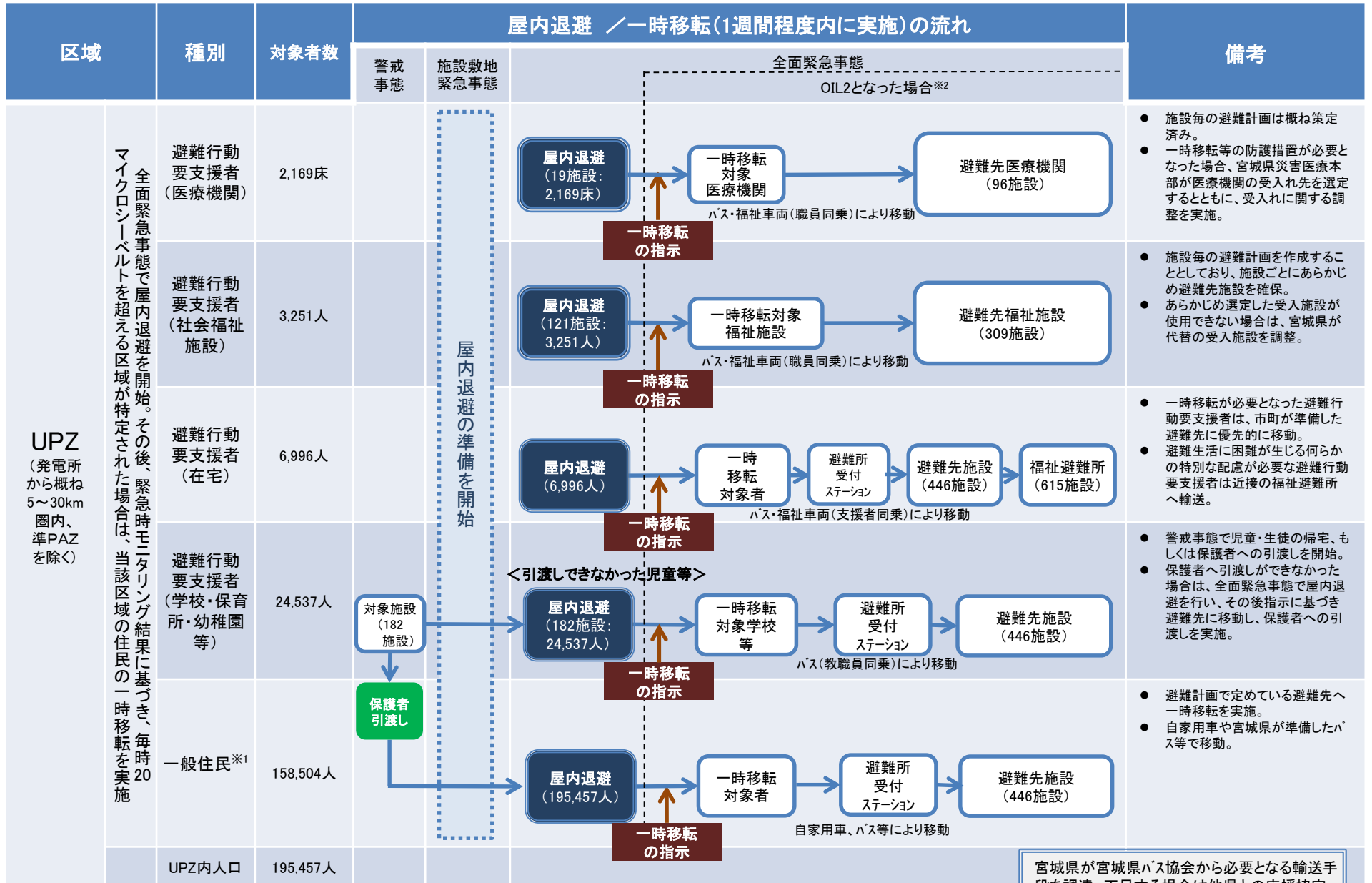
区域		種別※1	対象者数 (うち支援者数)	避難等の流れ			備考		
				警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態			
PAZ (発電所 から概ね 5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(在宅)	223人 (91人)	避難準備を開始	対象者 223人 女川町 187人 石巻市 36人 <避難可能な者:213人> 一時集合場所 支援者とともにバス7台、福祉車両7台で避難(女川町121人、石巻市28人) 支援者の車両で避難(女川56人、石巻8人) <避難の実施により健康リスクが高まる者:10人> 福祉車両3台で移動(女川10人、石巻0人)	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎 放射線防護対策施設(女川町2施設、石巻市2施設)	避難所 又は (福祉避難所) 栗原市3(22)施設 大崎市60(25)施設	●避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。	
		避難行動要支援者(学校)※2	31人 (19人)		対象施設 石巻市(2施設 31人) 保護者 引渡し	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎	避難所 大崎市60施設	●学校の児童等は、警戒事態になった場合、授業を中止し、保護者への引き渡し。 ●保護者へ引渡しできなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引渡し。	
		その他の要避難者(妊婦、授乳婦、乳幼児等)	112人		避難準備を開始	対象者 112人 女川町 90人 石巻市 22人 一時集合場所 バス7台で避難	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎	避難所 栗原市3施設 大崎市60施設	●妊婦、授乳婦、乳幼児等の避難に時間を要する者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
		一般住民	778人		一般住民の避難準備を開始	対象者 778人 女川町 270人 石巻市 508人 一時集合場所 バス13台で避難(女川町100人、石巻市165人) 自家用車で避難(女川町170人、石巻市343人)	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎	避難所 栗原市3施設 大崎市60施設	●住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ●自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車を利用できない者は、宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両等で移動。
	(原災法15条)で全面緊急事態								
		PAZ内人口	1,113人						

※1 PAZ内に医療機関、社会福祉施設はなし。
※2 学校の避難行動要支援者は、他の種別と重複している。

女川地域の緊急時対応（概要版） ③準PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域		種別※1	対象者数 (うち支援者数)	避難等の流れ			備考
				警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
準PAZ 半島部	施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始	避難行動要支援者（医療機関、社会福祉施設）※2	140人 (60人)	避難準備を開始	対象施設 石巻市 3施設 140人 <避難可能な者:74人> 支援者とともにバス4台、福祉車両3台で避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:66人> 自施設内屋内退避	避難先医療機関、社会福祉施設(103施設) 放射線防護対策施設(3施設)	●施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、自施設又は近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（在宅）	67人 (22人)		対象者 石巻市 67人 <避難可能な者:65人> 一時集合場所 支援者とともにバス3台、福祉車両2台で避難(45人) 支援者の車両で避難(20人) <避難の実施により健康リスクが高まる者:2人> 福祉車両1台で移動(2人)	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所(60施設)又は福祉避難所(25施設)大崎市 放射線防護対策施設(3施設)	●避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（学校、保育所）※2	145人 (52人)		対象施設 石巻市(6施設) 145人 <保護者へ引渡しができなかった児童等> バス7台により避難	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市(60施設)	●学校、保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業を中止し、保護者へ引き渡す。 ●保護者へ引渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引渡し。
		その他の要避難者（妊婦、授乳婦、乳幼児等）	33人		対象者 石巻市 33人 一時集合場所 バス3台で避難	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市(60施設)	●妊婦、授乳婦、乳幼児等の避難に時間を要する者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
		一般住民	1,816人		※ 保育所の幼児は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始 一般住民の避難準備を開始 対象者 石巻市 1,816人 一時集合場所 バス25台で避難 587人 自家用車で避難1,229人	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市(60施設)	●住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ●自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、宮城県及び石巻市が手配した車両で移動。
	（全面緊急事態）避難開始	準PAZ内半島部人口	1,916人				
準PAZ 離島部	施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始	避難行動要支援者（社会福祉施設）※2	43人 (23人)	避難準備を開始	対象施設 石巻市 1施設 43人 <避難可能な者:34人> 支援者とともにバス1台、福祉車両5台で避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:9人>	避難先社会福祉施設(3施設) 放射線防護対策施設(1施設)	●施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（在宅）	51人 (15人)		対象者 51人 女川町 45人 石巻市 6人 <避難可能な者:49人> 一時集合場所 支援者とともにバス4台、福祉車両1台で避難（女川町43人、石巻市6人） <避難の実施により健康リスクが高まる者:2人> 福祉車両1台で移動（女川町2人、石巻0人）	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎 避難所又は（福祉避難所）栗原市3(22) 大崎市60(25) 放射線防護対策施設（女川町1施設、石巻市3施設）	●避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		一般住民	409人		対象者 409人 女川町 3人 石巻市 406人 一時集合場所 バス19台で避難	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎 避難所 栗原市(3施設) 大崎市(60施設)	●住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ●女川港、石巻港到着後、宮城県、女川町及び石巻市が手配する車両で移動。
	（全面緊急事態）避難開始	準PAZ内離島部人口	460人				

※1 準PAZ離島部に医療機関、学校、保育所、その他の要避難者（妊婦、授乳婦、乳幼児等）はなし。
 ※2 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所の避難行動要支援者は、他の種別と重複している。



※1 一般住民の対象者数は、UPZ内の人口から避難行動要支援者の数を引いた数字としており、若干の増減がある。

※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。

宮城県が宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や政府支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。